訪問販売等の契約書は「紙の書面」でもらいましょう！

令和５年６月から、訪問販売等（※）の契約書は、紙の書面に加え、メールや web などの電子的方法で提供できるようになりました。

※訪問販売・電話勧誘販売・マルチ商法、
エステ契約、美容医療契約、語学教室契約、
内職商法、訪問購入など。

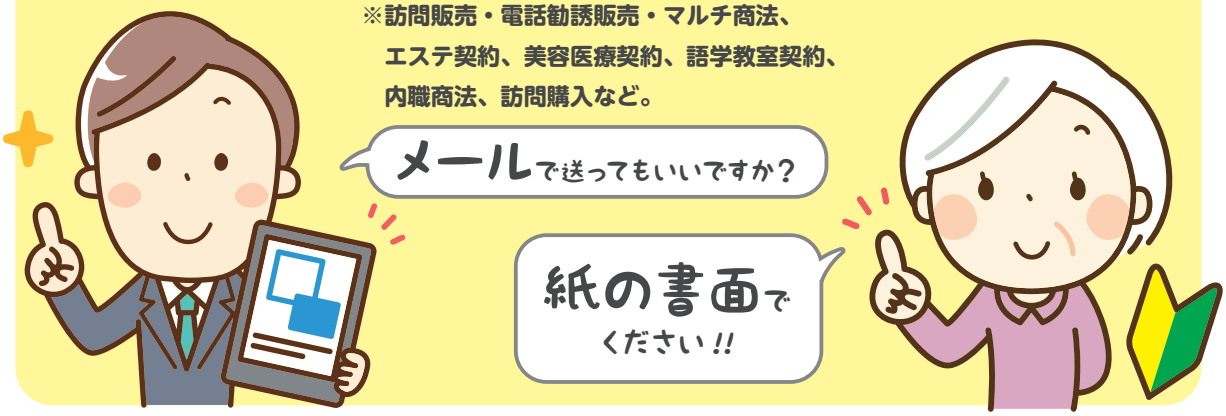

書面じゃないとこんなことが起こるかも？？

- 簡単に確認できない
- スマホ画面だと小さくて見づらい
- どのアドレスかわからない
- パソコンを起動するのがめんどくさい
- 画面で読むって意外と大変
- 誤って消去しちゃうかも
- 見方を教えてもらったが覚えていない
- ネットにつながないと見られない
- 自分で印刷できない
- 家族が気づきにくい

トラブルが多い取引だからこそ、契約書の交付義務が課されているのです。

紙の書面は「見守り機能」としての役割を持っています。

トラブル回避のためにも契約書は「紙の書面」でもらいましょう。

各市の消費生活相談窓口

時　間／10:00 ～ 16:00　相談料／無料
相　談／予約制　予　約／住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月～金曜日　多治見市役所／ 22-1134（直通）
火曜日　瑞浪市役所／ 68-9748（直通）
金曜日　土岐市役所／ 54-1111（内線 172）
メールでの相談 ／ kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が３市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの 188　土日も対応。お近くの相談窓口に繋がります。